

求人者・求職者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示

Major, Lindsey & Africa – Japan 合同会社
有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-303407

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

取り扱い職種の範囲：法務の職業

地域：国内、中華人民共和国、香港、大韓民国、シンガポール共和国、アメリカ合衆国、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、オーストラリア連邦

手数料に関する事項

- 求職者から徴収する手数料等はありません。
- 求人者から徴収する手数料等については下記手数料表のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金： 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の5% 成功報酬： 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の1/3 手数料負担者は求人者とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

苦情申し出先：Major, Lindsey & Africa – Japan 合同会社

職業紹介責任者 TEL：03-6904-1030

返戻金制度に関する事項

当事業所は、返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を払戻する制度）は以下のとおり設定しています。

- 6か月以内に離職の場合比例配分で返金
入社後2か月後の場合2/3を返金。入社後4か月後の場合1/3を返金。